



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名	大 石 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 大 久 保 則 夫
コ ー ド 番 号	3 9 4 3 福 証
本 社 所 在 地	北 九 州 市 八 幡 東 区 桃 園 2-7-1
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 田 中 英 雄 電 話 093-661-6511

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 71 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に統一することを目指しております。

当社は、単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることからこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするとともに、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	9,328,000 株
株式併合により減少する株式数	4,664,000 株
株式併合後の発行済株式総数	4,664,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 2 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 2 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

（4）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであり、本株式併合を行う事により、全株主様は株主としての地位を失う事はありません。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	757 名（100%）	9,328,000 株（100%）
2 株未満	0 名（0%）	0 株（0%）
2 株以上	757 名（100%）	9,328,000 株（100%）

（5）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

（6）効力発生日における発行可能株式総数

変更前の発行可能株式総数	26,400,000 株
変更後の発行可能株式総数	13,200,000 株

（7）株式併合の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 71 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

（1）変更の理由

上記「1. 株式併合（1）株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100

株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 71 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式併合（1）株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものです。なお、本変更につきましては株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2, 6 4 0</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1, 3 2 0</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1, 0 0 0</u> 株 とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1 0 0</u> 株 とする。
	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第 6 条および第 8 条の変更は、平成 29 年 6 月 28</u> <u>日開催の第 71 期定時株主総会の議案に係る株式併</u> <u>合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもっ</u> <u>て効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもっ</u> <u>てこれを削除する。</u></p>

4. 日程

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 10 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (4) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、福岡証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では 2 株を 1 株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

- A. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月までに国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も福岡証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするるとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響は与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 2 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 2 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 2 倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどのようになるのでしょうか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（2 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	1,500 株	15 個	なし
例②	2,577 株	2 個	1,288 株	12 個	0.5 株
例③	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例④	5 株	なし	2 株	なし	0.5 株

株式併合の結果、端数株式（1 株に満たない株式）が生じた場合（上記の例②、④、のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成 29 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

Q 9 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会決議日

平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での売買最終日

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 株式併合、単元株式数の変更、定款変更の効力発生日

平成 29 年 12 月上旬 端数株式処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

日本証券代行株式会社

電話：0120-707-843（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時～17 時